

㊦ 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回、第170回国会 総理大臣所信表明演説

第169回、第171回国会 総理大臣施政方針演説

第169回、第171回国会（平成21年1月5日、平成21年1月28日） 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成20年1月18日閣議決定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

### 4. 平成20年度の事務運営の報告

**施 策 総5-1**：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成20年度実施計画]

世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定を実現し、さらに、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決に向けて、我が国は、サミット、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）等の国際会議に積極的に参画し、また、各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）等においても、主体的な役割を果たしていきます。

平成20年においては、我が国はサミット財務大臣会合の議長国として、途上国の開発問題や気候変動問題、サブプライムローン問題をはじめとする世界経済の問題を主要なテーマとし、サミット財務大臣会合の成功に向けて全力で取り組んでいきます。

## [事務運営の報告]

### ① G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成20年度は、平成20年4月、10月（いずれも米国・ワシントンD. C. 開催）及び平成21年2月（イタリア・ローマ開催）と、合計3回のG7が開催され、世界経済及び国際金融市場の混乱について活発に議論を行ないました。

平成20年10月のG7では、各国が危機的な経済・金融情勢の下であらゆる利用可能な手段を活用して断固たるアクションをとると合意し、これを5項目の行動計画にまとめ、明確なメッセージとして打ち出しました。我が国からは、主に、①日本の90年代の経験を踏まえて、システムリスクを回避するため、政策パッケージの中の重要な柱として公的資金注入が必要であること、②IMFが積極的かつ柔軟にこの危機に対応していかなければならず、必要ならば、日本もIMFへの資金貢献を行う用意があることを発言しました。

平成21年2月のG7では、引き続き深刻な世界経済と金融市場の混乱の中で、世界経済と金融市場の安定化を最優先課題とし、成長と雇用を支持し、金融セクターを強化するため、今後ともあらゆる政策手段を用いてG7各国が協働することを改めて確認しました。具体的には、G7各国は、金融市場の安定化策として流動性の供給、金融機関の資本基盤強化、不良資産の処理促進等の措置を講じてきましたが、世界の金融システムへの信認を再構築するために必要となればあらゆる追加措置をとることにコミットしました。また、G7各国は大規模な財政刺激策を講じてきましたが、財政政策が効果を上げるためには、前倒し及び迅速な実施、重点を定めた投資、中期的な財政の持続可能性との整合性等が重要という点で一致しました。さらに、保護主義的な施策を回避すること、及び、新興国・途上国による信用と貿易金融へのアクセスを支援し、その支援の強化策を追及することにコミットしました。この一環として、「途上国銀行資本増強ファンド」を設立したほか、2月にはJBI Cを活用した「貿易金融イニシアティブ」を発表しました。加えて、危機に効果的に対応するため、追加的なリソースが与えられたIMFが必要不可欠であることに合意するとともに、声明に「日本政府がIMFとの間で貸付の合意に達した事を歓迎する」旨が盛り込まれ、我が国の主体的貢献が歓迎されました。

### ② G8サミットへの参画を通じた取組

平成20年7月のサミット首脳会合（日本・北海道洞爺湖開催）の準備会合として、6月のサミット財務大臣会合（日本・大阪開催）では、世界経済、開発、気候変動、金融システムの濫用等について議論を行いました。

さらに、豪州、タイ、ブラジル、中国、韓国及び南アフリカ共和国等とのアウトリーチ会合を行い、また、一連の会合に合わせ、額賀財務大臣が、ポールソン米財務長官、スワン豪財務長官等と二者会談を行いました。

## イ 世界経済

世界経済については、G8各国の経済は長期的には強固であるものの、三つのF、

すなわちFinance（金融）、Fuel（原油）、Food（食料）という課題に直面しているとの認識で一致しました。

金融市場については、平成20年4月に出された金融安定化フォーラムの勧告の実施状況の報告があり、特に進展が遅れている分野で努力の加速が求められました。

#### ロ 開発・貧困削減

高く安定した成長が、ミレニアム開発目標（MDGs）を達成するために不可欠であり、アフリカ諸国と協働し、持続可能な民間セクター主導の成長を促進していくことを確認しました。また「アフリカにおける民間セクター主導の成長のためのG8アクション・プラン」を策定し、なかでも投資環境の改善と金融セクター強化に支援の焦点を当てることを提唱しました。

また、低所得国の対外債務持続可能性確保に関しては、様々な場における新興市場国との議論を支持した他、重債務貧困国に対する攻撃的な訴訟への取り組みについて、特にパリクラブによる対策、世界銀行による債務削減ファシリティの改善、アフリカ開発銀行による法的支援ファシリティの設立について留意することに合意しました。

#### ハ 気候変動

気候変動が及ぼす経済的リスクや悪影響を避けるために、全ての国が協調した行動をとることの必要性を確認し、「民間・公的金融機関の関与を強化するための気候変動G8アクションプラン」に合意しました。また、国際開発金融機関（MDBs）との協力の下、既存の二国間及び多国間の努力を補完する、新たな気候投資基金（CIF）の立ち上げを歓迎し、支持しました。さらに、気候変動問題への取組みにおいて、民間セクターや市場メカニズムが果たす役割が重要であることについて認識を共有しました。

#### ニ 金融システムの濫用

金融システムの濫用については、資金洗浄、テロ資金供与、その他の不法資金供与に対する闘い、特に、金融機関によるイランに住所を有するすべての銀行との活動の監視を呼びかける国連決議1803の実効的かつタイムリーな履行にコミットしました。

#### ③ 金融・世界経済に関する首脳会合への参画を通じた取組

世界的な金融危機の発生に対応するために初めて開催された平成20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合（米国・ワシントンD. C. 開催）では、各国より、今次金融危機発生の原因、それまでに各国のとってきた措置及び今後とるべき措置、金融機関への規制・監督にあたっての基本原則及び優先度の高い行動等について見解が示され、また、世界経済が減速している状況の下で景気刺激策が必要との意見が多く首脳より表明されました。

また、平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合（英国・ロンドン開催）の準備会合として開催された、3月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（英国・

---

ロンドン近郊開催)では、第1回会合を受けて設置された「金融規制の向上及び透明性の強化」、「国際連携の強化・金融市場の公正性の促進」、「IMF改革」、「MDBs改革」についての4つの作業部会の報告等を踏まえて、マクロ政策対応や国際金融システムの改革、国際金融機関の役割等について議論を行ないました。

その結果、財政政策については、G20として成長回復のために必要な規模の継続した努力を行うことにコミットするとともに、金融の規制・監督について、ヘッジファンド等や格付機関の規制の在り方に関する具体的な合意がなされました。

また、国際金融機関の役割について、日本からIMFに対する1,000億ドルの融資に加えての更なるバイの支援、新規借入取極(NAB)の拡大と増額、一般増資の検討の加速化を含むIMFの資金基盤の増強の必要性について合意がなされました。

その他、信用収縮による途上国の資金フローの急減への対応のため、景気下支え、銀行の資本増強、インフラ整備、貿易金融等を支援していくことの重要性が確認されました。

#### ④ IMFの強化に関する取組み

平成20年3月のIMF理事会において、クォータ(投票権等の基礎となる割当額)改革が合意され、その後、総務会の承認を求める決議案が各加盟国に送付されました。我が国は、このガバナンス改革における重要な一歩を確実なものとするため、各加盟国に対して決議への賛成票を投じるよう強く奨励しました。

また、IMFが財務面において持続可能な機関であり続けるため、歳出歳入両面からの財政改革を実現するための協定改正がIMF理事会で承認されたことを受け、IMF総務会での合意に向けての取り組みを行いました。

これらの結果として、増資及び国際通貨基金協定改正が平成20年4月から5月にかけてIMF総務会で合意され、我が国としてはこれを実現するため、平成21年1月に国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年3月に同法案が成立しました。また、同3月に国際通貨基金協定の改正を国会に提出しました。

この他、平成20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合において、麻生総理が、日本からIMFに対する最大1,000億ドル相当の融資を表明したことを受けて、平成21年2月に、中川財務大臣とストロス＝カーンIMF専務理事が、イタリア・ローマにおいて、日本政府とIMFとの間の融資契約に署名しました。こうした日本の融資取極に続いてEU諸国等からもIMFへの融資が表明されており、日本はIMFの資金基盤の充実に向けた議論・行動を主導してきました。日本のこうした貢献は、2月のG7の声明でも「日本政府がIMFとの間で貸付の合意に達したことを歓迎する」と言及されました。

また、平成21年3月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議において、IMFに対する更なるバイの支援、新規借入取極の拡大と増額について合意されました。

こうした背景の下で、平成20年11月から21年3月までの間に、危機的な状況に陥った9カ国に対する総額485億ドルのIMF支援が実現したほか、経済状況が良好な加盟国

に対して、引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金支援を可能とする新たな融資制度（Flexible Credit Line）が整備されました。

#### ⑤ ASEAN+3、APEC、日中韓の枠組みへの参画等を通じた取組

##### イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成20年5月の第11回ASEAN+3財務大臣会議（マドリード開催）では、二国間の通貨スワップ取極等のネットワークを構築する「チェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative:CMI）」を、全メンバー国が参加する一本の契約に基づく仕組みとする、CMIマルチ化について、その資金規模を少なくとも800億ドルとすることで合意しました。

また、その後国際的な金融市場の混乱が深まる中、平成21年2月には特別会合を開催しました。その中で、CMIのマルチ化について①資金規模を800億ドルから1,200億ドルに増額すること、②独立した地域サーベイランス（経済状況の監視）ユニットを設立すること等について合意しました。また、平成21年5月にインドネシア・バリで開催予定の次回会議に向けマルチ化に関する主要事項について合意を得るよう努力することで一致し、首脳への報告という形でアジア経済・金融の安定回復のための行動計画を策定しました。

債券発行主体や債券の種類が多様化による市場の活性化及び市場インフラの強化を柱とする「アジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative:ABMI）」については、平成20年5月の第11回ASEAN+3財務大臣会議（マドリード開催）において、アジア債券市場のさらなる発展に向け、今後の取組課題を特定した新ロードマップに合意しました。

##### ロ 日中韓3か国の枠組みにおける取組

平成20年5月の第8回日中韓財務大臣会議に加え、アジア地域にも世界的な金融危機の影響が及ぶ中、平成20年11月に臨時で日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、ASEAN+3における地域金融協力の進展に向け、日中韓の協力関係を更に強化することで一致しました。また、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行い、協力関係の強化に貢献しました。

##### ハ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成20年11月の第15回APEC（アジア太平洋経済協力）財務大臣会議（ペルー・トルヒーヨ開催）では、世界・地域経済情勢及び「公共支出の質の向上」・「資本市場改革」等に関して議論を行いました。

我が国からは、現下の金融危機に対する日本の財政・金融面の取組を紹介するとともに、IMFの新興国・途上国支援の重要性と、それに対する日本の資金貢献の用意について発言しました。更にABMIの取組みについて各エコノミー（参加国・地域）

に紹介し、知見を共有しました。

これらの議論を踏まえ、APEC参加各エコノミーが協力して金融危機に取り組むことを表明した共同声明が採択されました。

## 施 策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

### [平成20年度実施計画]

国際貿易の秩序ある発展を目指す観点から、関税に関する国際的な取組に積極的に参画します。

我が国としては、多角的な自由貿易体制の維持・強化のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を目指して引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉についても積極的に推進していきます。

また、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（経済連携協定）交渉を積極的に進めていきます。

### [事務運営の報告]

#### ① WTOドーハ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーハ・ラウンド交渉では、平成19年7月に、主要交渉分野である農業・NA MA（非農産品市場アクセス）において、両交渉議長による議長テキストが提示されました。そして、平成20年2月、5月、7月の3回の改訂を経た議長テキストに基づいて、同年7月にジュネーブにおいて、関税引下げ等の方式（モダリティ）の合意を目指すべく、閣僚会合が開催されましたが、合意には至りませんでした。その後、同年11月には、国際的な金融危機を受けて開催された金融・世界経済に関する首脳会合において、保護主義を拒否するとともにモダリティの年内合意に向けて努力することが合意されたこと等を受け、12月に第4次改訂議長テキストが提示されました。その後、年内の閣僚会合の開催には至らなかったものの、我が国は交渉の早期妥結に向けて引き続き粘り強く取り組みました。

更に、貿易円滑化、貿易ルールについても、経済の活性化にとって重要な意義を持つとの考えに基づき、交渉が行われました。財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ参画しました。

#### ② EPAへの参画を通じた取組

平成19年度までに5か国との間でEPAが発効済ですが、平成20年度には、新たにインドネシア（平成20年7月）、ブルネイ（同年7月）、ASEAN（東南アジア諸国連合）全体（同年12月）及びフィリピン（同年12月）との間のEPAが発効しました。財務省はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めました。

また、交渉中のEPAについて、財務省としては、政府の基本方針を踏まえ、関税政策等を所管する立場から、特に物品の貿易、原産地規則、貿易円滑化に向けた税関協力といった分野を中心に交渉に積極的に関与しました。ベトナムとの間のEPA交渉は、平成20年9月に大筋合意し、同年12月に署名に至りました。また、スイスとの交渉は、平成20年9月に大筋合意し、平成21年2月に署名に至っています。更に、インド、豪州

等4か国・地域との交渉・協議に積極的に取り組みました。また、ペルーとの間では、平成21年3月にEPA交渉の開始に向けた準備会合を開催しました。この結果、9か国・地域とのEPAが発効済み、2か国とのEPAが署名済み、4か国・地域（平成21年6月現在では5か国・地域）とのEPAが交渉中となっています。（平成21年4月には、日ペルーEPAの交渉開始が決定されました。）

## 5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

### (1) 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、金融・世界経済に関する首脳会合、G8サミット、G7、G20、IMF関連の各種会議等への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融機関の改革、開発・貧困削減、気候変動、地域金融協力やテロ資金対策等の諸問題への取組を行いました。特に平成20年は、我が国は、G7及びG8サミットの議長国として、サブプライムローン問題をはじめとする世界経済、途上国の開発・貧困削減や気候変動を主要なテーマに、G7及びG8サミットの成功に向けて全力で取り組みました。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みました。

- ① 世界経済については、持続的な成長を支援し、世界経済を巡るリスク要因に適切に対処するため、G7各国等と、世界経済や国際金融市場について議論しました。
- ② 国際金融機関の改革については、平成20年4月にIMF総務会で合意されたクォータ改革を実現するための法案を平成21年1月に国会に提出し、同年3月に同法案が成立しました。また、IMFのサーベイランスの強化、新興市場国向けの危機予防の枠組み整備や歳出歳入構造の見直し等、国際金融機関の改革の具体化に向けた議論に積極的に参画しました。
- ③ 開発・貧困削減については、投資促進のための環境整備、民間企業の育成、金融資本市場の整備に向けた支援を含む民間部門主導の経済成長を達成するための取組みの重要性に鑑み、特にアフリカでは、アフリカ開発銀行に対する我が国拠出金を活用した「アフリカ民間部門育成基金（FAPA）」等を含む民間セクター開発のための共同イニシアティブ「EPSA（Enhanced Private Sector Assistance for Asia）」を進めました。新興ドナーが深刻な債務問題を抱える国に対し、債務持続性分析に沿った責任ある貸付を行うことや、貸付に関するドナー間の情報を共有することを主張しました。
- ④ 気候変動問題については、民間資金の動員や民間セクターの関与を強化するため、国際金融機関や民間金融機関が気候変動に果たす役割の重要性を各国との議論において主張しました。また、気候変動対策のため、日米英を中心に検討が進められてきた気候投資基金の設立が、平成20年7月、世銀理事会会で決定されました。
- ⑤ アジアにおける地域金融協力の強化については、アジア地域にも世界的な金融危機の

---

影響が及ぶ中、ASEAN+3財務大臣会議や日中韓財務大臣会議を臨時に開催するとともに、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓金融安定化ワークショップを開催し、アジア諸国間の協力強化に貢献しました。

また、アジア地域の金融協力を一層推進する観点から、CMIのマルチ化の資金規模拡大、地域サーベイランス・ユニットの設立等のさらなる強化策について合意しました。

また、ABMIについては、アジア債券市場のさらなる発展に向け、今後の取組課題を特定した新ロードマップに合意し、タスク・フォースにおいて新ロードマップに示された具体的取組の進捗を図りました。

APEC、ASEMにおいても、その特色を踏まえた地域協力や国際的な金融危機への対応等について議論しました。

- ⑥ テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進めている一方で、テロリスト等が取組の脆弱な分野を悪用する可能性があることが指摘されており、G7の協調等を通じた国際的な対策を積極的に講じました。

## (2) 関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みました。

WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進しました。

EPAについては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、政府の基本方針に基づき、交渉を積極的に進めました。



## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

## (1) 最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

## ○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)					消費者物価上昇率 (%)				
	2004	2005	2006	2007	2008	2004	2005	2006	2007	2008
世界	4.9	4.5	5.1	5.2	3.2	3.6	3.7	3.6	4.0	6.0
日本	2.7	1.9	2.0	2.4	-0.6	0.0	-0.3	0.3	0.0	1.4
米国	3.6	2.9	2.8	2.0	1.1	2.7	3.4	3.2	2.9	3.8
ドイツ	1.2	0.8	3.0	2.5	1.3	1.8	1.9	1.8	2.3	2.8
フランス	2.2	1.9	2.4	2.1	0.7	2.3	1.9	1.9	1.6	3.2
英国	2.8	2.1	2.8	3.0	0.7	1.3	2.0	2.3	2.3	3.6
ユーロ圏	2.2	1.7	2.9	2.7	0.9	2.2	2.2	2.2	2.1	3.3
アジアN I E S	5.9	4.7	5.6	5.7	1.6	2.4	2.2	1.6	2.2	4.5
中国	10.1	10.4	11.6	13.0	9.0	3.9	1.8	1.5	4.8	5.9
途上国アジア	8.6	9.0	9.8	10.6	7.7	4.1	3.8	4.2	5.4	7.4
中南米	6.0	4.7	5.7	5.7	4.2	6.6	6.3	5.3	5.4	7.9
C I S諸国	8.2	6.7	8.4	8.6	5.5	10.4	12.1	9.4	9.7	15.6
アフリカ	6.7	5.8	6.1	6.2	5.2	6.6	7.1	6.3	6.3	10.1

	失業率 (%)					経常収支 (10億ドル)				
	2004	2005	2006	2007	2008	2004	2005	2006	2007	2008
世界	—	—	—	—	—	12.3	53.7	176.1	243.8	249.5
日本	4.7	4.4	4.1	3.8	4.0	172.1	165.7	170.4	211.0	157.1
米国	5.5	5.1	4.6	4.6	5.8	-625.0	-729.0	-788.1	-731.2	-673.3
ドイツ	9.8	10.6	9.8	8.4	7.3	127.9	143.8	178.8	250.3	235.3
フランス	9.2	9.3	9.2	8.3	7.8	12.5	-13.6	-12.8	-26.9	-45.3
英国	4.8	4.8	5.4	5.4	5.5	-46.2	-59.5	-83.0	-80.7	-45.4
ユーロ圏	8.8	8.6	8.4	7.5	7.6	117.0	40.9	31.5	20.4	-95.5
アジアN I E S	4.2	4.0	3.7	3.4	3.5	83.5	80.2	90.0	103.6	76.2
中国	—	—	—	—	—	68.7	160.8	253.3	371.8	440.0
途上国アジア	—	—	—	—	—	89.3	162.3	282.4	406.5	422.4
中南米	—	—	—	—	—	22.1	35.5	47.7	13.4	-28.3
C I S諸国	—	—	—	—	—	63.5	87.5	96.2	70.9	108.7
アフリカ	—	—	—	—	—	2.8	15.9	34.0	10.7	12.2

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2009. 4)

(注1) アジアN I E S : 香港、韓国、シンガポール、台湾。

(2) 国際機関による経済成長率見通し

国際機関による経済成長率の見通しは以下のとおりです。

○参考指標 総5-2：国際機関による世界経済の成長率見通し

(単位：%)

	IMF (2009年4月)		OECD (2009年3月)		アジア開発銀行 (2009年3月)		世界銀行 (2009年3月)	
	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年
世界経済	-1.3	1.9	-	-	-	-	0.9	3.0
OECD諸国	-	-	-0.4	1.5	-	-	-0.3	1.9
アメリカ	-2.8	-0.05	-0.9	1.6	-	-	-0.5	2.0
日本	-6.2	0.5	-0.1	0.6	-	-	-0.1	1.5
ユーロ圏	-4.2	-0.4	-0.6	1.2	-	-	-0.6	1.6
途上国アジア	4.8	6.1	-	-	-	-	-	-
中国	6.5	7.5	-	-	7.0	8.0	7.5	8.5
アジアNIES	-5.6	0.8	-	-	-	-	-	-
東南アジア	-	-	-	-	0.7	4.2	-	-
中南米	-1.5	1.6	-	-	-	-	2.1	4.0
CIS諸国	-5.1	1.2	-	-	-	-	-	-
アフリカ	2.0	3.9	-	-	-	-	-	-
サハラ以南	1.7	3.8	-	-	-	-	4.6	5.8

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2009. 4)、OECD “Economic Outlook No. 84”、アジア開発銀行 “Asian Development Outlook 2009”、世界銀行 “Global Economic Prospects 2009”

(注1) アジアNIES：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) 東南アジア：カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。

(参考) 金融セクターにおける損失推計額の見通し

(単位：億ドル)

	種類	損失推計額	
		(2008年10月)	(2009年4月)
米国	ローン	4,250	10,680
	証券	9,800	16,440
	合計	14,050	27,120
欧州 (含む英国)	ローン	---	8,880
	証券	---	3,050
	合計	---	11,930
日本	ローン	---	1,310
	証券	---	170
	合計	---	1,490
総計		14,050	40,540

(出所) IMF:国際金融安定性報告書

(注1) 米国、欧州及び日本で組成されたローン及び証券化商品について、2007～2010年までに世界の金融機関において発生する損失額を推計。

(注2) 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「参考指標」に追加した。

## (3) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口の割合が1990年の41.7%から2005年には25.2%に低下する等、開発途上国全体の貧困削減については改善が見られますが、地域的な進捗状況は一律ではありません。特に、サブ・サハラ地域では1990年には57.6%、2005年においても50.9%が1日1.25ドル以下で生活しており、他の地域と比べて貧困の下に暮らす人の割合が高く保たれたままです。

このような状況に対処するため、我が国は、国際経済社会における我が国の地位にふさわしい役割を主体的に果たすべく、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

## ○参考指標 総5-3：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数） (単位：百万人)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
東アジア・太平洋 (除 中国)	271 59	214 34	213 34	169 41	316 108
南アジア	431	437	472	446	596
欧州・中央アジア	17	10	9	4	17
中東・北アフリカ	7	5	5	4	11
中南アフリカ	313	303	320	298	388
中南米	50	42	49	47	45
合計 (除 中国)	1,089 (877)	1,011 (831)	1,068 (889)	970 (841)	1,374 (1,166)

(出所) 世界銀行“Global Economic Prospects” 2005～2009

(注) 2008年8月に世界銀行が貧困の基準を1日1ドルから1.25ドルに変更した。2001年～2004年については、データ未公表のため、1日1ドル以下で生活している人の数を記載している。

出生時平均余命 (単位：歳)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
低所得国	58	58	59	59	57
中所得国	70	69	70	70	69
高所得国	78	78	79	79	79

(出所) 世界銀行“World Development Report” 2005～2009

成人非識字率 (単位：%)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
低所得国	37	39	36	38	39
中所得国	17	10	10	10	10
高所得国	—	—	9	—	1

(出所) 世界銀行“World Development Report” 2005～2009

小児死亡率（1000人当たり）

（単位：人）

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
低所得国	126	119	122	115	135
中所得国	38	40	39	37	49
高所得国	7	7	7	7	7

（出所）世界銀行“World Development Report” 2005～2009

（４）地球環境問題への対応状況

二酸化炭素等温室効果ガスによる地球温暖化や、フロンガス等によるオゾン層破壊など、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が顕在化しています。財務省では、開発途上国等における環境の保全・改善のため、以下のような多国間・二国間の協力を進めています。

多国間の協力としては、地球環境ファシリティ（GEF）への資金拠出（拠出額はアメリカに次いで第2位）を行っています。GEFは、生物多様性の消失、気候変動、オゾン層破壊、国際水域の水質悪化等の地球環境問題に対処するため、開発途上国等におけるプロジェクト資金を無償で提供する国際的な資金メカニズムです。

さらに、日米英を中心に検討が進められてきた気候投資基金の設立が、平成20年7月、世銀理事会で決定されました。

また、二国間の協力としては、地球環境の保全に資する案件について、円借款の供与条件を優遇しています。

○参考指標 総5-4：地球環境問題への対応状況

GEF対象分野別プロジェクト承認額

（1991年設立時から2007年までの累計額）

（単位：億ドル）

	生物多様性	気候変動	国際水域	複合分野	土地劣化	POPs	オゾン	合計
プロジェクト承認額	24.4	24.1	9.3	8.2	3.5	2.2	1.8	73.6
全体に占める割合	33%	33%	13%	11%	5%	3%	2%	100%

（出所）GEF Annual Report 2006-07

GEF地域別プロジェクト承認額

（1991年設立時から2007年までの累計額）

（単位：億ドル）

	アジア	アフリカ	中南米	地球規模	東欧・中央アジア	複合地域	合計
プロジェクト承認額	17.9	17.7	15.4	11.0	9.9	1.7	73.6
全体に占める割合	24%	24%	21%	15%	13%	2%	100%

（出所）GEF Annual Report 2006-07

（５）世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

平成20年世界全体の貿易額は、約15.8兆ドル（対前年比14.3%増）と7年連続で増加しました。

平成20年の我が国の貿易動向についてみると、

### ① 輸出

81兆181億円（対前年比3.5%減）と7年ぶりに減少しました。これは、米国やEU、アジアへの輸出が減少したこと、品目別には、鉱物性燃料や鉄鋼などが増加したものの、半導体等電子部品や自動車などが減少したことによるものです。

### ② 輸入

78兆9,548億円（対前年比8.0%増）と6年連続で増加しました。これは、地域別には中東、大洋州からの輸入が増加したこと、品目別には、原油、液化天然ガスなどが増加したことによるものです。

### ③ 差引

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、2兆633億円（対前年比80.9%減）と2年ぶりに減少しました。

#### ○参考指標 総5-5：世界全体の貿易額

（単位：10億米ドル）

	平成17年	18年	19年	20年
貿易額（輸出[FOB]）	10,443	12,114	13,799	15,776

（出所）IMF International Financial Statistics 2009 April

（注）上記データは、平成20年以前のものも含め、平成20年データ算出時点の換算レートにより、米ドル換算して算出している。

#### ○参考指標 総5-6：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（単位：億円、%）

	平成16年	17年	18年	19年	20年	対前年比伸率
輸出額 （対GDP比）	611,700 (12.3)	656,565 (13.1)	752,462 (14.8)	839,314 (16.2)	810,181 (16.0)	-3.5%
輸入額 （対GDP比）	492,166 (9.9)	569,494 (11.3)	673,443 (13.1)	731,359 (14.2)	789,547 (15.6)	+8.0%
差引額 （対GDP比）	119,533 (2.4)	87,071 (1.7)	79,019 (1.6)	107,955 (2.1)	20,633 (0.4)	-80.9%

（出所）財務省貿易統計、内閣府GDP統計

（注1）輸出入額の対GDP比は、「輸出入額/名目GDP」で算出。

（注2）平成20年の名目GDPは、第2次速報ベース。

### （6）関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で無税品目も多いため、低い水準となっています。さらに近年は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税率の段階的引き下げに加え、多角的な自由貿易体制を補完するEPAの推進等により、年々低下する傾向で推移してきており、平成19年度においては、1.3%となっています。

先進国との比較においても、参考指標 総5-7のとおり、我が国の関税負担率は低い水準となっており、世界各国においても、極めて低い水準となっています。

(注) ウルグアイ・ラウンド：GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の下で、1986年から1994年にかけて行われた包括的な多角的貿易交渉をいいます。

○参考指標 総5-7：関税負担率の推移とその国際比較 (単位：%)

年度	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)
日本	1.9	1.9	1.7	1.5	1.4
米国	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5
EU	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4
カナダ	0.9	0.9	0.8	0.9	1.0
オーストラリア	4.2	4.3	3.5	3.0	3.1
韓国	3.6	3.4	2.7	2.4	2.4

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率＝関税収入額／総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。

なお、EUの2004、2005、2006年の数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

(7) 地域貿易協定の年次別推移

WTOへの通報に基づく地域貿易協定の発効件数は平成5年時点では29でしたが、平成20年時点では合計165に達するなど急速に増加しました。なお、我が国が締結した日シンガポールEPAは平成14年に、日メキシコEPAは平成16年に、日マレーシアEPAは平成18年に、日チリEPAおよび日タイEPAは平成19年に、日インドネシアEPA、日ブルネイEPAおよび日フィリピンEPAは平成20年にそれぞれWTOに対して通報されています。

○参考指標 総5-8：地域貿易協定の年次別推移

	平成5年	10年	15年	20年
地域貿易協定の数（累計）	29	64	109	165

(出所) Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force (WTO) に基づき関税局調

(注) 件数はGATT/WTOへの通報に基づく発効件数（EU加盟国間に存在した協定を含まず）。ただし重複して通報されているサービス協定及び既存の貿易協定への加盟協定は除く。

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

## (1) 今後の方針

総合目標5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施策 総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施策 総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

## (2) 企画立案に向けた提言

## ① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、金融・世界経済に関する首脳会合、G8サミット、G7等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みます。

世界経済については、平成21年度も世界経済全体が一段と下振れするリスクが懸念される中で、世界的な需要と雇用の回復に向け、各国と、積極的に議論していきます。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて实体经济に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画します。平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合では、成長と雇用の回復、金融監督及び規制の強化、国際金融機関の強化、保護主義への対抗等について、持続的な世界経済回復に向けた前向きなメッセージを打ち出すことが必要です。また、新興国及び途上国への資金の流入を確保するため、国際金融機関、特にIMFの大幅な強化が必要であり、我が国は、IMFの新規借入取極の増額と参加国の拡大による資金基盤の増強、及び次回の出資比率・発言権見直しを2011年1月までに完了するための議論に参画していきます。

開発・貧困削減については、民間企業が重債務貧困国の債務を安価で買い取り、訴訟を通じて債権を回収する動きへの対策について積極的に議論します。

気候変動については、平成20年7月に設立された気候投資基金が途上国に対する効果的・効率的な支援を実施できるよう、その運営に積極的に参加します。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、CMIのマルチ化の主要項目の合意に向けての議論や、ABMIの新ロードマップに盛り込まれた具体的な取組の検討を進めていくとともに、地域金融協力の中長期

---

的な問題の検討においても引き続き積極的に貢献します。APEC、ASEMなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。また、日中韓の枠組みにおいては、世界的な景気の減速への対応やアジアの地域金融協力の強化等、様々な問題に対し3か国が協力して対応していきます。テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

## ② 関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

EPAについては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、引き続き、政府の基本方針に基づき、交渉を積極的に進めていきます。